

教 職 第 7 9 9 号
令 和 2 年 1 0 月 1 日

各市町村立小・中・義務教育・特別支援学校長 } 様
川口市立高等学校長（定時制）

埼玉県教育局教育総務部教職員課長
（公印省略）

給与等口座振込エラー防止の徹底について（通知）

給与支給事務につきましては、日頃より格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年10月1日から口座番号等の誤りにより相手方口座へ県費（給与、旅費、報酬・費用弁償等を含む）を支払えなかった場合、県が1件につき880円（税込み）の振込組戻手数料を埼玉りそな銀行に支払うことになりました。

については、今まで以上に口座番号等の確認を徹底し、口座振込エラーの防止に万全を期してくださるよう、御協力をお願いします。

記

1 口座振込エラーの主な原因

エラー内容	原因
名義相違 （口座の名義人が異なる）	本人名義でない口座を申し出た 改姓等の変更を届け出していない
口座番号相違・不明 （報告された口座がない）	申出書記入誤り 県費事務システム報告時の入力誤り

2 口座振込エラーへの対応

口座振込エラーを防止するため、以下の事項について、十分に確認を行ってください。

＜口座振込エラー防止のためのチェックリスト＞

- ☐ 口座振替申出書と通帳の口座番号が給与報告の控えと一致しているか
- ☐ 口座は本人名義の普通口座か（配偶者の口座は指定できない）
- ☐ （改姓した場合）給与修正報告書1、4の適用年月日は、口座名義変更日と合致しているか
- ☐ 統廃合された金融機関を指定している職員がいないか
※該当者がいる所属へは、月末頃県費事務システムへ「金融機関コード廃止リスト」が配信されます
- ☐ ゆうちょ銀行を指定する場合、口座番号を正しく入力したか
- ☐ 給与等の振込口座に指定している口座が解約されていないか

※「給与報告の留意点（10月給与報告版）」から抜粋

3 【参考】給与口座振込エラー件数：教育局全体（市町村立学校を含む）

	令和２年度	令和元年度
４月例月	97	106
５月例月	37	43
６月例月	35	27
６月期末・勤勉	17	15
７月例月	19	30
８月例月	26	15
９月例月	26	30
１０月例月		25
１１月例月		28
１２月期末・勤勉		42
１２月例月		22
改定差額		7
１月例月		33
２月例月		16
３月例月		33
合計	257	472

※教職員課では給与の他、旅費及び会計年度任用職員の報酬・費用弁償等の支払いを行っている。

【お問合せ先】

○この通知に関すること、振込エラーに関すること

教職員課給与管理担当

電話番号 ０４８－８３０－６６７１

FAX ０４８－８３０－４９５３

電子メール a6660-03@pref.saitama.lg.jp

○口座振込エラー防止への対応、給与報告に関すること

教職員課県費事務担当

電話番号 ０４８－８２５－００１０

FAX ０４８－８２５－００１３

電子メール a6660-07@pref.saitama.lg.jp